

令和5年7月1日から施行

警察庁ウェブサイト  
特設ページ



新区分

# 特定小型 原動機付自転車 を 運転する前に

令和5年7月1日以降、形状が電動キックボード等であっても、基準を満たさないものは、特定小型原動機付自転車にはなりません。

基準に該当しない電動キックボード等を運転する場合には、運転免許を受けていなければならない、その車両区分(一般原動機付自転車又は自動車)に応じた交通ルールが適用されます。違反は罰則の対象となります。



## 特定小型原動機付自転車とは

### 【車体の大きさ】

長さ:190センチメートル以下 幅:60センチメートル以下

### 【車体の構造】

- ・時速20キロメートルを超えて加速することができない構造であること。
- ・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- ・オートマチック・トランスミッションであること。
- ・最高速度表示灯(灯火が緑色で、点灯または点滅するもの)が備えられていること。

等の基準を満たすものをいいます。

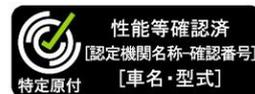
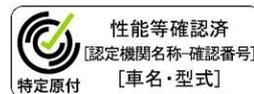
## 運転者の年齢制限

特定小型原動機付自転車に該当する電動キックボードについては、16歳以上の者は運転免許がなくても運転できますが、**16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転することは禁止**されています。

## 保安基準への適合

特定小型原動機付自転車として走行するためには、保安基準に適合していなければなりません。保安基準に適合している車体には『性能等確認済』シールが貼付されています。

### 『性能等確認済』シール



## 自賠責保険への加入

**自動車賠償責任保険(いわゆる自賠責保険)等に加入しなければなりません。**  
万が一のときに備えて、任意保険にも加入しましょう。

## ナンバープレートの取得

各自治体でナンバープレートを取得し、取り付けなければなりません。

岩手県警察



# 特定小型原動機付自転車<sup>の</sup> 交通ルールや義務

令和5年7月1日以降、形状が電動キックボード等であっても、基準を満たさないものは、特定小型原動機付自転車にはなりません。  
基準に該当しない電動キックボード等を運転する場合には、運転免許を受けていなければならない、その車両区分(一般原動機付自転車又は自動車)に応じた交通ルールが適用されます。違反は罰則の対象となります。

警察庁ウェブサイト  
特設ページ



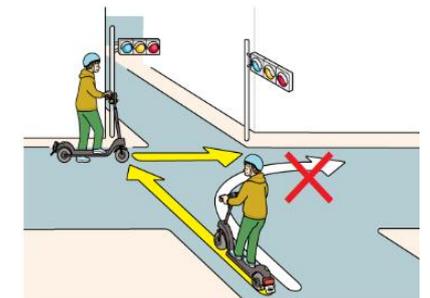
## 車道が原則、歩道は例外

歩道や路側帯の通行は、特例特定小型原動機付自転車として通行する  
場合に限られます。歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行し、歩行者  
の通行を妨げないようにしなければなりません。



## 車道は左側を通行(右側通行禁止)

車道は、原則として左側端に寄って通行しなければならず、右側を通行  
してはいけません。



## 交差点の二段階右折

右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄  
り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません(いわゆる  
「二段階右折」)。

## 安全ルールを守る

- ・飲酒運転は禁止
- ・二人乗りは禁止
- ・片手運転、ながら運転の禁止  
(携帯電話等を操作しながら、傘をさしながら等)
- ・夜間は必ずライトを点灯する
- ・信号は必ず守る
- ・交差点では一時停止と安全確認



## 乗車時は乗車用ヘルメットを着用

交通事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットを着用するよう  
に努めなければなりません。



## 交通事故の場合の措置

交通事故が起きたときは、負傷者を救護し、直ちに警察に報告しなければなりません。

岩手県警察